

鳥取県告示第 877 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 8・7・1号倉吉駅南北線（自由通路）
- 3 事業施行期間
平成18年12月12日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鳥取県倉吉市上井地内
 - (2) 使用の部分
鳥取県倉吉市上井地内